

土木一資料3

令和5年第1回岐阜県議会定例会

条例その他議案  
関係資料

土木委員会

## 目 次

議第 4 1 号関係	.....	土木	1
議第 4 2 号関係	.....	土木	2
議第 4 4 号関係	.....	土木	4
議第 4 5 号関係	.....	土木	6
議第 4 6 号関係	.....	土木	8
議第 5 0 号関係	.....	土木	9

## 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例について

都市建築部建築指導課  
環境生活部環境管理課

### 1 概要

「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」の施行（令和5年5月26日施行）に伴い、次の3条例について所要の規定の整理を行うもの。

- ① 岐阜県事務処理の特例に関する条例（都市建築部所管分）
- ② 岐阜県埋立て等の規制に関する条例（環境生活部所管分）
- ③ 岐阜県土木関係手数料徴収条例（都市建築部所管分）

### 2 各条例の改正内容

#### ①岐阜県事務処理の特例に関する条例

- ・現在、同条例により多治見市に移譲している事務のうち、法改正により廃止される事務について、権限移譲を廃止する。
- ・現在、同条例により多治見市に移譲している事務のうち、改正後の法律による新たな規制区域の指定までの間、経過措置として定められた従前の指定規制区域\*内に係る許可等の事務について、引き続き権限移譲する。（文言の整理）

※従前の指定規制区域

現在指定している宅地造成工事規制区域（岐阜市、多治見市、土岐市の各一部）ただし、岐阜市内は中核市である岐阜市が所管。③について同じ。

#### ②岐阜県埋立て等の規制に関する条例

- ・現在、許可対象事業の構造上の基準は、改正前の法律の宅地造成工事規制区域に係る技術的基準に準じて定めているため、改正後の法律による新たな規制区域の指定までの間、引き続き改正前の法律の基準を準用する。（文言の整理）

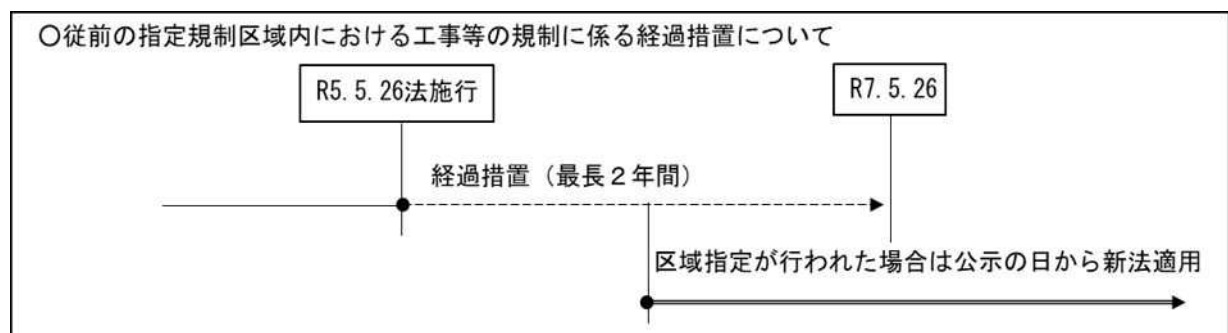
#### ③岐阜県土木関係手数料徴収条例

- ・現在、県が行う事務のうち、改正後の法律による新たな規制区域の指定までの間、経過措置として定められた従前の指定規制区域\*内に係る許可等の事務について、これまでと同額の手数料を徴収する。（文言の整理）

### 3 施行日

令和5年5月26日

#### <参考>



## 岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

都市建築部建築指導課

### 1 改正の理由

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」に含まれる建築基準法の一部改正並びに「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（通称：建築物省エネ法）」及び「都市の低炭素化の促進に関する法律（通称：エコまち法）」に基づく省エネ性能認定に係る基準省令の一部改正等に伴い、関連する県の手数料を見直す。

### 2 主な改正内容

#### (1) 容積率制限等に関する特例許認可申請手数料の新設

建築基準法の一部改正により、省エネルギーに寄与する建築計画に対して、容積率制限の特例認定の新設及び建築物の高さ制限の特例許可の拡充がなされるため、これに伴い、新たに審査手数料を定める。

手数料の名称	単 位	手数料（円）
建築物容積率制限特例認定申請手数料	1件につき	27,000
高度地区内建築物高さ制限特例許可申請手数料	1件につき	160,000

※建築基準法に基づく他の特例認定申請手数料及び高さ制限特例許可申請手数料と同額

#### (2) 住宅の省エネ性能に関する誘導仕様基準の制定に伴う認定申請手数料の新設

「建築物省エネ法」及び「エコまち法」に基づく、住宅の誘導的な省エネ性能の認定について、基準を定める省令の一部改正により、省エネ性能の簡易な確認方法が追加されたため、これに伴い新たに審査手数料を定める。

### 3 施行日

- (1) については令和5年4月1日施行
- (2) については公布の日から施行

## 住宅の省エネ性能に関する誘導仕様基準による認定申請手数料

区 分		手数料の額（1件につき）	
		新規	変更
一戸建ての住宅		18,000円	10,000円
共同住宅の住戸部分	申請戸数が1のもの	18,000円	10,000円
	申請戸数が1を超え5以下のもの	34,000円	18,000円
	申請戸数が5を超え10以下のもの	49,000円	27,000円
	申請戸数が10を超え25以下のもの	71,000円	38,000円
	申請戸数が25を超え50以下のもの	106,000円	58,000円
	申請戸数が50を超え100以下のもの	160,000円	89,000円
	申請戸数が100を超え200以下のもの	228,000円	127,000円
	申請戸数が200を超え300以下のもの	295,000円	164,000円
申請戸数が300を超えるもの		336,000円	185,000円

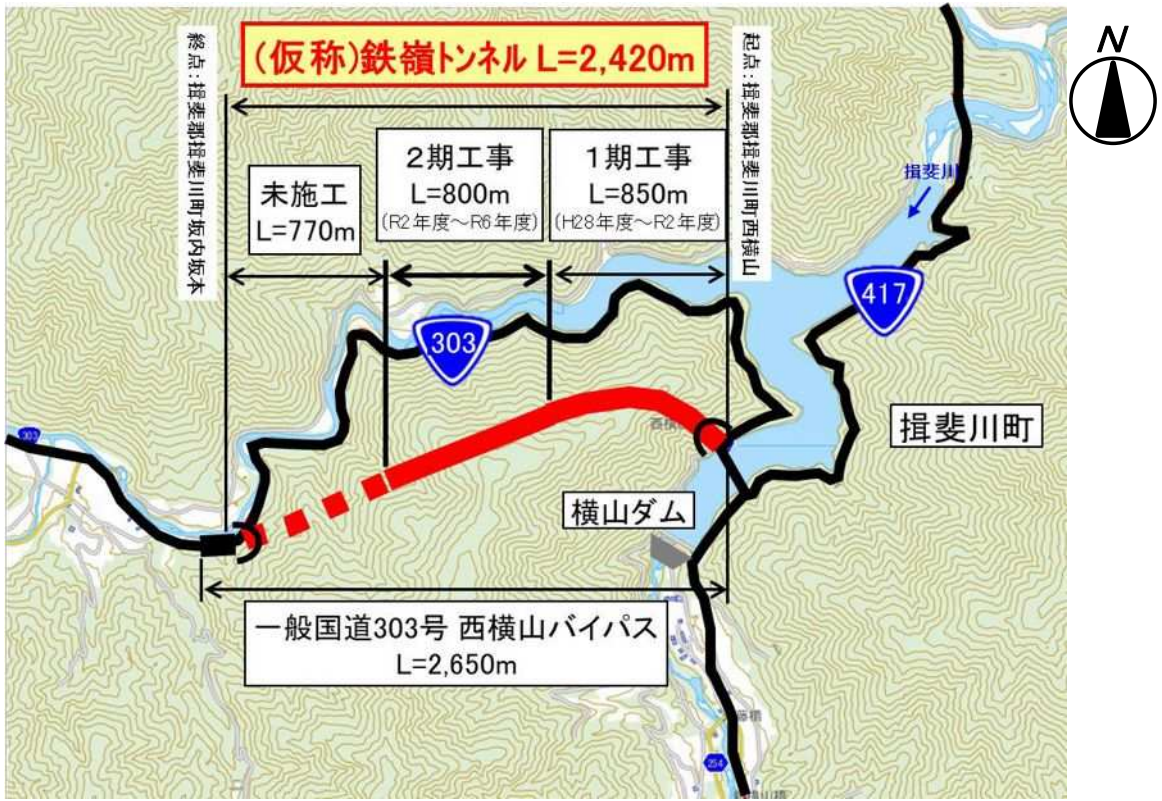
## 現行（詳細計算による認定申請手数料額）

※上記の「誘導仕様基準による認定」追加後も、変更なし。

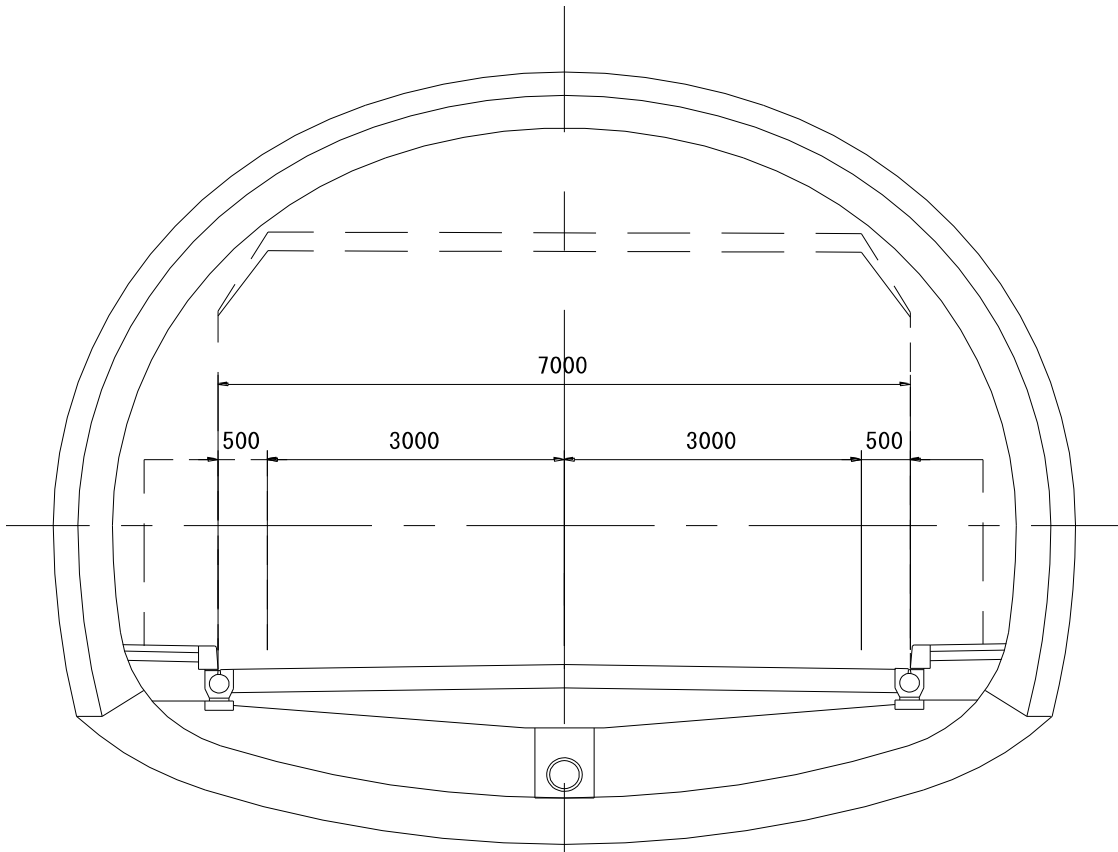
区 分		手数料の額（1件につき）	
		新規	変更
一戸建ての住宅		36,000円	19,000円
共同住宅の住戸部分	申請戸数が1のもの	36,000円	19,000円
	申請戸数が1を超え5以下のもの	73,000円	38,000円
	申請戸数が5を超え10以下のもの	103,000円	54,000円
	申請戸数が10を超え25以下のもの	145,000円	76,000円
	申請戸数が25を超え50以下のもの	208,000円	109,000円
	申請戸数が50を超え100以下のもの	298,000円	158,000円
	申請戸数が100を超え200以下のもの	404,000円	216,000円
	申請戸数が200を超え300以下のもの	529,000円	282,000円
申請戸数が300を超えるもの		622,000円	329,000円



平 面 図



標 準 横 断 図



単位: mm



うちがたに  
内ヶ谷ダム本体工事の請負契約の変更について

県土整備部河川課

工 事 名： 公共内ヶ谷ダム建設事業 内ヶ谷ダム本体工事

工事場所： 木曾川水系亀尾島川 郡上市大和町内ヶ谷 地内

工事概要： 長良川における洪水被害の軽減を図るとともに、亀尾島川における流水の正常な機能の維持、発電を目的として、コンクリートダムを建設するもの。

当初工事内容： 重力式コンクリートダム

堤高＝84.2m、堤頂長＝270.0m、総貯水容量＝1,150万m<sup>3</sup>

変更工事内容： 重力式コンクリートダム

堤高＝84.2m、堤頂長＝261.5m、総貯水容量＝1,150万m<sup>3</sup>

当初工期： 平成28年3月24日 ～ 令和 8年3月31日（10年）

変更工期： 平成28年3月24日 ～ 令和10年3月31日（12年）

当初契約金額： 22,020,632,320円（税込）

変更契約金額： 30,897,097,720円（税込）

（8,876,465,400円増）

契約の相手方： 前田・大日本・市川・TSUCHIYA特定建設工事共同企業体

変更理由： 令和2年7月豪雨などによりダム下流左岸の斜面に変状が発生し、対策工事を行う必要が生じたことやダム本体コンクリート用骨材を採取する原石山の岩質が想定より悪く追加の掘削が必要になったこと、労働基準法改正により工事工程の延伸が必要になること、さらにダム基礎岩盤が想定より悪く岩盤補強工事を追加で行う必要が生じたことを理由に契約金額の増額及び工期の延長を行う。

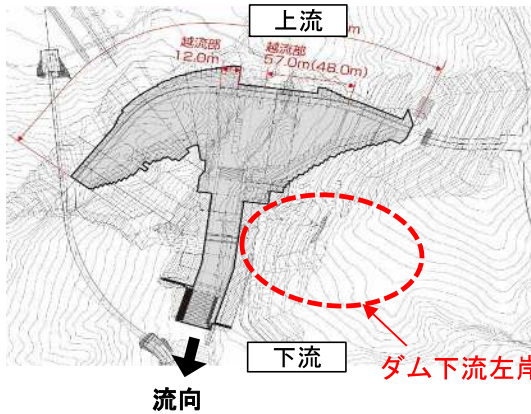
また、右岸造成岩盤部の掘削が完了したことによりダムの堤頂長が確定したため、堤頂長を変更する。

位 置 図

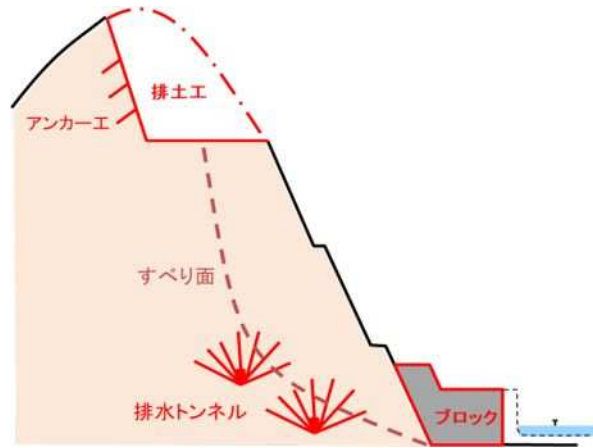




ダム下流左岸斜面変状対策

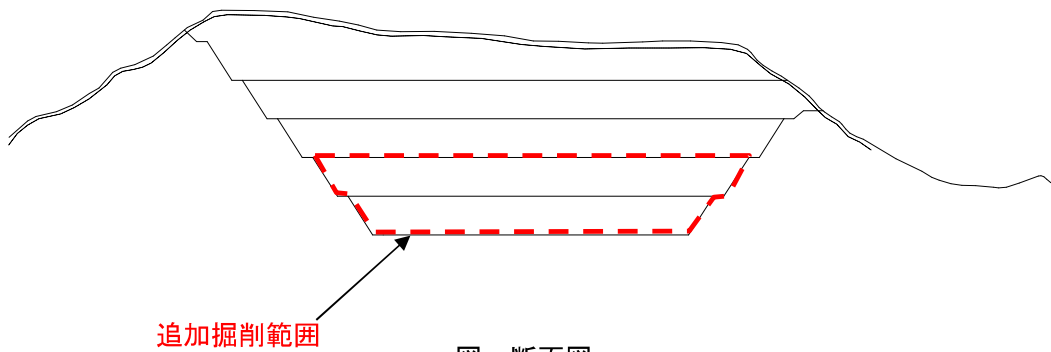


図一斜面変状箇所位置図



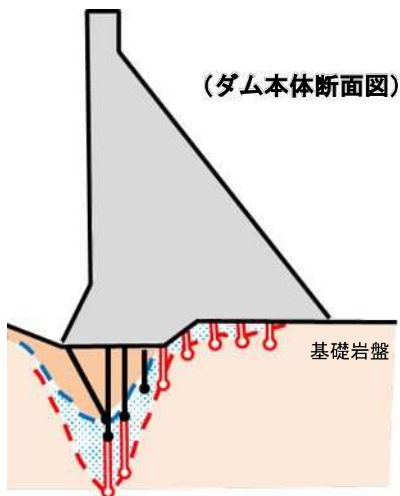
図一変状箇所対策工(断面図)  
(上流から下流方向)

ダム本体コンクリート用骨材採取



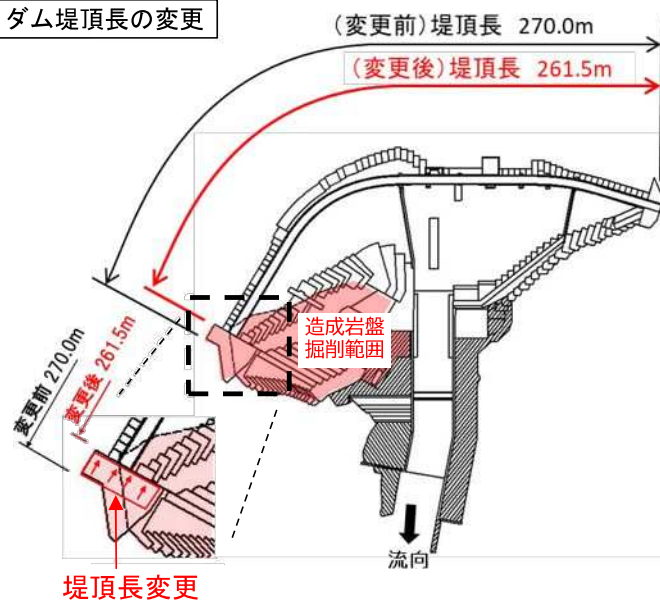
図一断面図

基礎岩盤補強



図一基礎岩盤補強工事イメージ

ダム堤頂長の変更



堤頂長変更

図一ダム堤頂長の変更

## 岐阜総合学園高等学校2号館建築工事の請負契約の変更について

都市建築部公共建築課

## ◎建築工事の請負変更契約を締結するもの

## 【趣旨】1 労務単価等の運用に係る特例措置に基づき請負代金額を変更するもの

(令和4年3月1日に労務単価等の改定が行われたため、令和4年3月1日以降に契約を行う工事のうち、令和4年2月末までの労務単価等を適用して予定価格を積算した工事が特例措置対象)

[本工事の予定価格積算年月：令和4年2月、契約日：令和4年6月30日]

## 2 工事一時中止に伴い請負代金額を変更するもの

(土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査を行うため、工事を一時中止したことに伴う工事現場の維持等に要する費用増)

[工事一時中止期間：令和4年11月1日から令和4年12月31日まで]

## ■岐阜総合学園高等学校2号館建築工事（当初議決：令和4年6月議第80号）

## 【契約の概要】

## (1) 契約金額

現行契約金額 1,683,000,000円 (税込)

変更後契約金額 1,747,922,000円 (税込)  
(64,922,000円 増額)

## (2) 契約の相手方

大日本・岐建・市川特定建設工事共同企業体  
構成員

・大日本土木株式会社(岐阜市宇佐南1丁目3番11号)

・岐建株式会社(大垣市西崎町2丁目46番地)

・株式会社市川工務店(岐阜市鹿島町6丁目27番地)

## (3) 工事の場所

岐阜市須賀 地内

## (4) 工事の概要

<新築>

・2号館 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建

延べ面積 5,669.86㎡

・渡り廊下A 鉄骨造 2階建 延べ面積 108.24㎡

・渡り廊下B 鉄骨造 2階建 延べ面積 157.16㎡

## (5) 工事の期間

令和5年11月30日まで

※令和6年2月15日までに工期を延長



## 岐阜県汚水処理施設整備構想の変更について

都市建築部下水道課

### 1 変更の必要性

- (1) 平成30年3月に改定した「岐阜県汚水処理施設整備構想」が令和4年度で5カ年を経過することから、国の通知に基づき定期的見直しを行う。
- (2) 近年、頻発化・激甚化する災害への対応や脱炭素社会の実現に向けた取組など、社会情勢の変化や新たな時代の潮流に的確に対応するため。

### 2 計画期間

平成30年度から令和17年度までの期間

### 3 計画の主な内容

#### 【基本理念】

効率的かつ適正な汚水処理施設の整備による自然環境の保全

#### 【基本方針と基本施策】

- (1) 整備区域の適切な見直しに基づく汚水処理施設の早期概成
  - ・下水道整備の促進
  - ・浄化槽整備の促進
- (2) 持続可能な汚水処理施設の整備・運営
  - ・広域的な連携による効率的な施設整備・運営の促進
  - ・人口減少地域における集合処理から個別処理への見直し
  - ・集合処理施設の最適な維持管理、改築・修繕及び更新の促進
  - ・集合処理施設の経営基盤強化の促進
  - ・市町村による浄化槽設置の促進
  - ・頻発する大規模豪雨や大規模地震への備えの促進
  - ・脱炭素社会への取組の促進

### 4 主な目標

汚水処理人口普及率 95%以上（令和7年度）

### 5 見直しの経過

- |      |     |   |
|------|-----|---|
| 令和4年 | 3月  | 岐阜県議会（土木委員会）にて見直しを行うことを説明                   |
|      | 7月  | 市町村連絡調整会議（市町村計画との調整）                        |
|      | 8月  | 有識者会議（骨子検討資料の説明）                            |
|      | 9月  | 市町村連絡調整会議（骨子資料の説明）<br>岐阜県議会（骨子案説明会）にて骨子案を説明 |
|      | 10月 | 岐阜県議会（土木委員会）にて骨子案を説明                        |
|      | 11月 | 有識者会議（具体的取組案に関する説明）                         |
|      | 12月 | 岐阜県議会（土木委員会）にて素案を説明<br>パブリックコメント（～1月）       |
| 令和5年 | 1月  | 有識者会議（県民からの意見への対応の説明）                       |
|      | 2月  | 岐阜県議会に議案上程                                  |